○環境省告示第三十六号

土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十六号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　　環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○平成十五年三月環境省告示第十六号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）（抄）

改正後	改正前
土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第一号に規定する土壌中の気体又は地下水の採取の方法及び同項第二号に規定する気体に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法は、次のとおりとする。	土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第一号に規定する土壌中の気体又は地下水の採取の方法及び同項第二号に規定する気体に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法は、次のとおりとする。
第１　採取方法　（略）	第１　採取方法　（略）
第２　測定方法	第２　測定方法
１．分析方法　（略）	１．分析方法　（略）
２．試薬	２．試薬
⑴　混合標準液の原液 すべての試料採取等対象物質を１㎎／ml含む混合標準液の原液（ただし、試料採取等対象物質にクロロエチレンを含む場合には、当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質を１㎎／ml含む混合標準液の原液及びクロロエチレンを１㎎／ml又は２㎎／ml含む標準液の原液とすることができる。）。アンプルは冷暗所で保管する。これに代えて、国又は公的検査機関が濃度を保証するガス二次標準を使用して濃度を確認した混合標準ガスを使用することができる。	⑴　混合標準液の原液 すべての試料採取等対象物質を１㎎／ml含む混合標準液の原液。アンプルは冷暗所で保管する。これに代えて、国又は公的検査機関が濃度を保証するガス二次標準を使用して濃度を確認した混合標準ガスを使用することができる。
⑵　混合標準液 混合標準液の原液１ml（ただし、試料採取等対象物質にクロロエチレンを含む場合には、当分の間、クロロエチレン以外のすべての試料採取等対象物質を１㎎／ml含む混合標準液の原液１ml及びクロロエチレンを１㎎／ml含む標準液の原液１ml（クロロエチレンを２㎎／ml含む標準液の原液を使用する場合にあっては、0.5ml）とすることができる。）を容量20mlの全量フラスコにとり、メタノールを標線まで加えて20mlとし、すべての試料採取等対象物質を50μg／ml含む混合標準液としたもの。調製は使用時に行うこととする。	⑵　混合標準液 混合標準液の原液１mlを容量20mlの全量フラスコにとり、メタノールを標線まで加えて20mlとし、すべての試料採取等対象物質を50μg／ml含む混合標準液としたもの。調製は使用時に行うこととする。
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
３～６　（略）	３～６　（略）
別表１～別表３　（略）	別表１～別表３　（略）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣衛星情報センター組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣衛星情報センター組織規則の一部を改正する規則

内閣衛星情報センター組織規則（平成十三年三月二十九日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

第十条中「五人」を「六人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第11号中⑸を⑹とし、⑴から⑷までを⑵から⑸までとし、⑵の前に⑴として次のように加える。

⑴　第７条ただし書の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

２　この決定による改正は、平成29年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第５号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16－0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 29 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表中「129」を「130」に、「120」を「121」に、

100
101

を

101
101

に、

平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで

を

100

を

平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	101
平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	100

に改める。

２　この決定による改正は、平成29年４月１日から効力を発生する。